

障害者自動車運転訓練費助成事業について R5.6

自動車運転免許の取得費用（技能教習）の一部を10万円を限度に助成します。

対象者



横浜市内にお住まいの

- ・身体障害者手帳 1～4級の方
- ・愛の手帳をお持ちの方、又は障害者更生相談所・児童相談所で知能指数75以下と判定されている方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1～3級の方

※本助成を受けたことがない方に限る。

要件



道路交通法に規定する《指定自動車教習所》で技能検定試験に合格し、かつ公安委員会の学科試験合格後、運転免許証の交付を受けていること。技能検定試験合格時に上記いずれかの手帳又は判定書の交付を受けていること。

申請



運転免許証の交付を受けてから1年以内に、お住まいの区の区役所福祉保健センター(下記)に申請してください。

※申請してから支給まで約2～3ヶ月かかります。

対象となる運転免許

第一種運転免許のうち、
大型自動車免許、中型自動車免許、
準中型自動車免許、普通自動車運転免許、
大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、
普通自動二輪車免許 のいずれか1種類



助成額



技能教習にかかった額の2/3(100円未満切捨て)を10万円を限度に助成します(所得制限はありません)。

※学科教習費用は対象になりません。

※合宿等パック料金のうち学科教習費用等と技能教習費用の内訳がないもの(技能教習費用のみの金額を算出できないもの)は助成の対象になりません。

用意するもの



技能検定試験合格証明書(指定自動車教習所の代表者印付き)、運転免許証、身体障害者手帳・療育手帳(判定書でも可)・精神障害者保健福祉手帳のいずれか

各区役所 福祉保健センター (*は障害児の担当の番号)

区	TEL	FAX	区	TEL	FAX
鶴見	510 - 1847 *510 - 1839	510 - 1897 *510 - 1887	金沢	788 - 7849 *788 - 7772	786 - 8872 *788 - 7794
神奈川	411 - 7114 *411 - 7113	324 - 3702 *321 - 8820	港北	540 - 2237 *540 - 2320	540 - 2396 *540 - 2426
西	320 - 8417 *320 - 8402	290 - 3422 *322 - 9875	緑	930 - 2433 *930 - 2432	930 - 2310 *930 - 2435
中	224 - 8165 *224 - 8171	224 - 8159	青葉	978 - 2453 *978 - 2457	978 - 2427 *978 - 2422
南	341 - 1141 *341 - 1152	341 - 1144 *341 - 1145	都筑	948 - 2316 *948 - 2321	948 - 2490 *948 - 2309
港南	847 - 8459 *847 - 8457	845 - 9809 *842 - 0813	戸塚	866 - 8463 *866 - 8468	881 - 1755 *866 - 8473
保土ヶ谷	334 - 6384 *334 - 6353	331 - 6550 *333 - 6309	栄	894 - 8068 *894 - 8959	893 - 3083 *894 - 8406
旭	954 - 6128 *954 - 6117	955 - 2675 *951 - 4683	泉	800 - 2485 *800 - 2448	800 - 2513 *800 - 2524
磯子	750 - 2416 *750 - 2439	750 - 2540	瀬谷	367 - 5715 *367 - 5703	364 - 2346 *367 - 2943
横浜市役所 健康福祉局 障害自立支援課				671 - 2401	671 - 3566